

平成29年度

みやぎ産業廃棄物

3 R 商品開発スタートアップ・販売促進支援事業補助金

宮城県では、産業廃棄物から商品を製造する、または3 Rシステムを構築するための取組に対し、補助を行います。

募集期間

平成29年4月12日(水) ~ 9月29日(金)

※ 窓口に直接提出に来てください(郵送での提出は認められません)。提出の際は、必ず事前に予約してお越しください。

※ 毎月末日を締切日とし、その月に提出された申請書に記載の事業をとりまとめて評価し、翌月に補助対象事業を決定します。

★ 補助の対象となる事業と補助の内容

産業廃棄物の**3 Rに繋がる商品を開発**するための事業
(リサイクル製品や、3 R設備の開発に係る研究や市場調査など)

産業廃棄物の**3 Rに係る商品の販売促進**事業
(リサイクル製品の販売資材の作成や、ホームページの開設など)

産業廃棄物の**3 Rシステムを構築**するための事業
(廃棄されている産廃をリサイクルするための、関係事業者との打ち合わせや市場調査など)

補助率：2 / 3 以内
補助上限額：50万円

詳細は裏面を御覧ください！



©宮城県・旭プロダクション

- ★ 応募資格 宮城県内に事業所を有し、過去3年間、環境関係法令に基づく処罰、命令その他不利益処分を受けていない事業者の方。
- ★ 留意事項
 - ・申請の際には事業内容についてヒアリングを実施しますので、余裕を持って申請をいただくとともに、申請者自らが窓口にお越しくださいますようお願いいたします。
 - ・交付決定額の総額が予算額に達した場合には、上記の募集期間が満了する前に、募集を終了します。
 - ・補助対象事業が年度内に終了しない場合、原則として補助金をお支払いできません。
 - ・その他、留意事項は「申請の手引き」を御覧ください。
- ★ ご相談窓口 (申請先) 宮城県環境生活部環境政策課環境産業振興班
〒980-8570 仙台市青葉区本町三丁目8-1 宮城県庁13階
電話：022-211-2664 FAX：022-211-2669 電子メール：kankyoi@pref.miyagi.lg.jp

★ 対象事業の例

① 産業廃棄物の **3 R** に繋がる商品を開発するための事業

- リサイクル商品の開発に先立ち、原料となる産業廃棄物の、県内の発生状況や排出事業者に関する調査
- リサイクル商品の加工方法の検討、試作
- リサイクル設備開発に当たっての設計に関する調査検討

② 産業廃棄物の **3 R** に係る商品の販売促進事業

- リサイクル商品のパッケージ等に関する意匠（デザイン）の検討
- 品質向上やコストダウンに関する検討
- 販売プロモーションや広報宣伝の実施

③ 産業廃棄物の **3 R** システムを構築するための事業

- リユースされていない小型の酒びんの流通量や処分の現状などに関する調査
- 廃棄されている産廃の有効活用に向けた、回収ルートを検討や製品価値の調査

※これらの他にも対象となる事業はございますので、詳しくは環境政策課担当にお問い合わせください。

★ 対象となる事業経費

- 委託費
- 指導受入費
- 広報宣伝費
- 事務経費
- 原材料費・副資材費
- 機械装置・工具器具費
- 共同研究費
- その他（設備のリース費など）

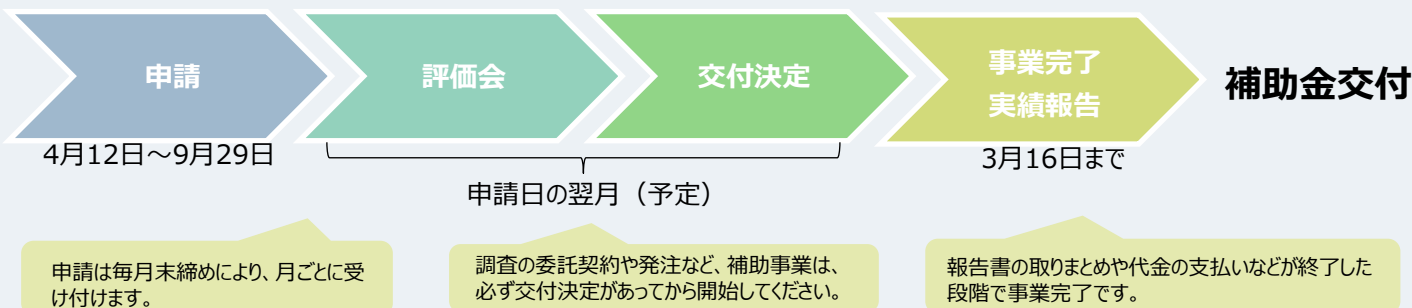
※ 対象とならない経費の例

- ・ 20万円を超える物品の購入
- ・ 消費税及び地方消費税、銀行等への振込手数料
- ・ 人件費や食費等の経常的費用

★ 補助率・補助上限額

補助率：3分の2以内
補助上限額：50万円

★ 補助金交付のスケジュール



★ 申請のポイント

▶ 申請書の評価項目

申請された事業計画については、

- ① 産業廃棄物の削減効果
- ② 事業の確実性
- ③ 事業の継続性
- ④ その他（適正な事業実施が見込めるか、波及効果が期待できるかなど）

の観点から評価し、採択/不採択の判断を行います。申請書は、これらの項目に留意して作成していただきますよう、お願いします。

▶ 環境産業コーディネーターの申請支援

補助対象事業への該当性、申請スキーム、記載方法などのご質問・ご相談については、県の職員である環境産業コーディネーターがお応えします。環境産業コーディネーターは、ご連絡をいただければ貴社を訪問し、お話を伺うことができますので、ご利用の際は環境政策課環境産業振興班にお電話ください（022-211-2664）。